

社会福祉法人聖公会東北福祉会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖公会東北福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には報酬を支給することができる。

2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。

ただし、正規の出勤日以外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 評議員の各年度の報酬総額は、定款8条に定める金額の範囲内とする。

2 全理事の各年度の報酬総額は、30万円以内とする。

3 全監事の各年度の報酬総額は、20万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬と、別に定める旅費規程第8条により費用を支払うことができる。

2 理事長等が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導や監査の業務に当たった場合は、別表1により1日分の報酬と、別に定める旅費規程第8条により費用を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬と、別に定める旅費規程第8条により費用を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会に出席したとき、又は、法人及び施設の指導監査への立会

及び運営状況の指導や監査の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬と、別に定める旅費規程第8条により費用を支払うことができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 4条各号に規定する以外の用務において市外に出張した場合は、別に定める旅費規程第8条により費用を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、現金で支給するものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月9日（定時評議員会の決議日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日（定時評議員会の決議日）から改定施行する。

〈別表1〉「出席報酬日額」

名 称	職 務	報 酬	指 導・ 監 査 時
理事会出席報酬	理事	5,000 円	8,000 円
	監事	5,000 円	8,000 円
評議員会出席報酬	評議員	5,000 円	
	理事	5,000 円	
	監事	5,000 円	